

令和5年度 社会教育委員会議第3回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和5年8月25日（金） 午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 高津市民館 大会議室

3 出席者

(1) 委 員

森島委員、石村委員、下田委員、齋藤委員、山本委員、石川委員、町田委員、大津委員、高森委員、井口委員、秋元委員、丹間委員、中村委員、奥平委員、河村委員

(2) 事務局

大島生涯学習部長、山口生涯学習推進課長、米井生涯学習推進課担当課長（事業調整）、柿森生涯学習推進課担当課長（施設整備）、竹下文化財課長、関生涯学習推進課課長補佐（管理・振興）、小柳津文化財課課長補佐、小林職員、柳尾職員

4 議 題（すべて公開）

(1) 報告事項

① 専門部会報告 【資料1】

② 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦について 【資料2】

③ （仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について 【資料3】

④ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について 【資料4】

(2) 協議事項

① 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について 【資料5-1、5-2】

5 その他

6 傍聴 8人

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第3回社会教育委員会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、御報告させていただきます。この会議は市の審議会等の会議となっており、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、個人情報に関わる事項を除き、公開が原則となっております。会議の内容や発言された委員のお名前も公開の対象となりますので、御了承をいただけますようお願いいたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますことを、併せて御報告させていただきます。

本日の委員の皆様の出席状況は、20名中12名と、委員定数の半数以上となっておりますので、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の終了は、会場の都合もございますことから、遅くとも20時30分とさせていただきます。

続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。

< 資料の確認 >

また、令和5年度第2回定例会の会議録（案）につきましては、メールのほうでお送りさせていただいているところでございますが、こちらの内容で確定してよろしいでしょうか。

< 確認のうえ、承認 >

ありがとうございます。

それでは、早速、議事のほうに入らせていただきます。以降の議事運営につきましては、議長にお願いしたいと思っております。中村議長、よろしく願いいたします。

【中村議長】 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 報告事項（1）「専門部会報告」について、事務局からお願いいたします。

< 事務局から専門部会報告について、資料1に基づき説明 >

【中村議長】 それぞれの専門部会で丁寧な議論をされていますが、事務局からの説明で、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

< 意見無し >

続きまして、報告事項（2）「平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦について」事務局からお願いいたします。

< 事務局から、平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦について、資料2に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。

平和教育映像教材等連絡調整会議につきまして、社会教育委員会議から委員の派遣をということですが、御参加いただける委員の方はいらっしゃいますか。

よろしければ、以前に参加されたことがある委員から、この会議について補足説明等をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【奥平副議長】 2回ほど委員をやらせていただいたことがありますが、基本的には、川崎市のほうで選定をされた映像作品を5分程度ぐらいずつ拝見して、それについての意見を申し上げるような形になっています。この教育映像の中には、教材で使うような、岩波映画がつくったようなものもありますし、戦争関係の教材ということで、いわゆる映画の素材を御提案いただくこともあります。平和教育といっても人権みたいなものも含まれてくるものなので、多岐にわたる映像を見た上で、社会教育は社会教育の立場で意見を言うのですが、ほかに外国籍の委員の方や、川崎市の平和館の学芸員の方、市民の方もいらっしゃって、それぞれの立場からの見解を述べられるということなんです。何本かが選ばれて、実際に学校教育の中で使われていくということになっていました。非常に短い映像を少しずつ見させていただきながらですが、十分に映像が確認できます。また、学校教育で使われるような教材に関して関与ができるということで、私としては非常に意義を感じて委員をやらせていただいたと思っています。

【中村議長】 ありがとうございます。

とても重要な会議なので、去年は町田委員に出ていただきましたが、何かございませうか。

【町田委員】 出席する人がいないということで、私が空いていたので行きましたが、行くといろいろな人が出ていまして、断片的に十何分ぐらい映画を見て、それで採用するか、しないかを決めるということで、意義のある会だったと思います。

【中村議長】 ありがとうございます。井口委員はいかがでしょう。

【井口委員】 出席して、映像に関しては、さっきの方々が仰ってくださったとおりにしております。そのときのいろいろな社会情勢も踏まえて出された情報もあれば、まだまだ変わっていない部分もあるなって、結構幾つか発見もあって、個人的にもすごく実りがあったかなと思います。

まだ行ったことがない方を優先されたらどうかと思いますが、去年は仕事等で参加できなかったのも、もしほかにいらっしゃらなければ、ぜひ行きたいなと思っております。

【中村議長】 ありがとうございます。

今、3名の方にお話をいただきましたけれども、とても重要な委員会ですので、社会教育委員会議からどなたか出ていただきたいと思います。出ていただける方、いらっしゃ

いますか。

特にいらっしゃらなければ、今、井口委員が仰ってくださったので、井口委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

< 井口委員を推薦することについて、承認 >

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、報告事項（３）「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」、所管課からお願いいたします。

< 所管課から、(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について、資料３に基づき説明 >

【中村議長】 ただいまの所管課からの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

< 意見無し >

よろしい様ですので、続きまして、報告事項（４）「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」所管課から説明をお願いいたします。

< 所管課から、市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、資料４に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。

ただいまの所管課の説明について、何か御質問、御意見はございますか。

【下田委員】 幾つかお聞きします。まず、１ページ目のところで、この中間報告、検討状況について、今までは割と理念的なものとかが多かったですが、かなり具体的なプランが出てきて、それはとても良いことだと思います。しかし、この具体的なプランについて、市民の意見を聞くとかそういう場もなく、もうこれで行くからどんどん進めるといふようなスケジュールとか、考え方なのか。かなり具体的なものが出たので、やはり市民に示して、僕はやったほうが良いと思います。その辺をお聞きしたいです。

次に、(２)の検討項目というか考え方のところで、どうも僕が腑に落ちないのは、結局何のためにやるかという、多様化した市民ニーズに応えるという目的ですよね。簡単に言えば、ざっくり言えば、市民にたくさん利用してもらいたいと、せっかくの施設なので、より充実させた、いろいろな学びの場にしたいということだと思いますが、そうだとしたら、その根本的な視点が検討項目に全く入っていないというのは、市民の参加や知恵、協力体制というのは、全く当てにしていけないのかなという気がします。多様な市民のニーズに応えるためには、その市民の方に呼びかけて、その市民の方の力を借りる等、そういうことが検討項目に入るべきだと思いますが、指定管理と協議会の関係

しか書いていなくて、いかななものかなと思いました。

3つ目は、5ページ、市民館の大ホールについて、僕はこの社会教育委員会議から大ホールの優先申請利用調整会議に派遣されています。大ホールが土日とかいろいろなところで集中して抽選せざるを得ない状況で、どうしてもその日しか催物ができないという団体が優先で申し込んで来ます。どういうメンバーかという、現在は僕以外に、教育委員会の方が1名、市民館の館長さんが2名、文化団体から1名、学識経験者が2名です。割といいバランスが取れた構成で、川崎市のいろいろな文化団体がどうしてもこの日にやりたいという申込について、みんなで話し合っ、割と良い感じで、できるだけそういう市民の要求に応えましょうという感じでやっています。それが指定管理になると、メンバーに指定管理者が入ってきますよね。その方がどういう立場で発言するのか。こんな催しをやってもいっばいにならないじゃないかとか、コストだけかかって損するじゃないかとか、そういう感じで、今まで割と良い感じでやっていたものが否定されるというか、そういう懸念も、無きにしも非ずだと思います。運営審査会の構成メンバーが書かれていないので、懸念しています。

四つ目は、僕、個人的に、ずっと大学時代から児童文学を研究、勉強しているのですが、児童図書の選択のメンバーを見ると、職員がサービス委員会を開催しと書いてあります。ここに指定管理者も入ると思いますが、子どもの本の専門家というのは一言も書いていないですよ。子どもの本というのは、大人の本とまた違って、いろいろ特殊なものがあるので、やはり子どもの本を研究している人や、地域でこつこつと子ども読書というか、親子読書みたいな、子どもたちを集めてやっている方等、そういう人の力を入れないと、なかなか選ぶのも、ベストセラーから選んじゃえみたいな、みんなが読んでいるものに流れやすい面もあると思いますし、子どもの本の専門家を入れるということも大事だと思います。児童青少年サービス委員会という中に入っているのかなというところが気になりました。

最後に7ページのところで、これは本当に、川崎市の教訓で、災害時はどうするかというのはテーマだと思いますが、簡単に言ってしまうと、市民ミュージアムが水没したときに、何万点という品が失われましたよね。そのときの反省として、いろいろあると思いますが、やはり専門家があそこになかったのが、事前にどういう判断をして、どういうものをどういうふうに移動させたら良いか、どういうものから順番に守らなきゃいけないか、そういう判断ができる人間がいなかったから水没してしまったというふうには僕は思っています。この災害時の流れは良いですが、ここにどうして専門的なものを考えていかないのかな。市民の財産がなくなったわけですから、市民ミュージアムの水没の反省の教訓はすごく大きいと思います。そこでもう少し専門家、そういう学芸員なり美術の専門家なり、そういう人を入れていくような考え方がこの流れの中で見えないので、疑問に思います。以上です。

【中村議長】 貴重な意見をいろいろいただきましたけれども、お答えいただけますか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 1つ目のご質問について、1ページのこれまでの経緯については、(2)「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の抜粋を記載したものであると

ということで御了承いただければと思います。市民ニーズの広がりについては、1ページ左側(1)「今後の市民館・図書館のあり方」を考えると、市民の方々から、アンケートやワークショップ等、様々な形で御意見をいただいております。その市民ニーズの広がりをうまく捉えながら、市民館や図書館をどう充実させていくかということ考えたものを、(2)「市民館・図書館の管理・運営の考え方」で示させていただいております。こちら、中間取りまとめ等では、市民の方々の御意見をいただき、また、案についてはパブリックコメントや、市民の方の意見をいただきながら取りまとめたものでございます。指定管理者制度を導入する方向性を決めさせていただいた後に、様々に不安の声ですとか、御意見をいただいている中、また、他都市の状況等もお聞かせいただく中で、どうすればうまく館を運営できるかの検討状況を、本日資料としてお示しをしたものということで、御理解をいただけるとありがたいです。

大ホール優先申請利用調整会議につきましては、現時点ではやり方等を変える予定はないです。現在、市民館の館長は、現場の声として入っております。そこを指定管理者とするのか、別の方にするのかというのは、今後の検討事項だと思っています。

次に、児童図書館の選書関係ですが、これは、現在図書館に児童書担当職員がおり、その担当が集まり、しっかりと本を読んで選書をしていくという形で実施しております。図書館は、子どもたちによりよい本を届けていくという使命もございますので、しっかりと勉強しながら、選書も行っている状況になっています。指定管理者制度を導入した後も、指定管理者に一方的に任せてしまうのではなく、一緒に選書をしていく予定でございます。

最後に7ページですが、仰っていただいたとおり、過去の事例もございますので、迅速かつ的確に対処できるような、災害運営マニュアルをつくっていきたくと考えています。現時点では、専門家を入れていく予定はございませんが、今後どのように作成していくのか、検討していきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

今現在の検討内容、途中経過について、御意見をいただきたいという思いから、社会教育委員会に報告させていただいております。後ほどでも構いませんので、御意見をいただければと思います。

【中村議長】 ありがとうございます。他にありますか。

【丹間委員】 先ほど担当課長から大量の資料になってしまったというお話がありましたが、むしろこの新たな仕組みのデザインを、7ページというコンパクトな中に、分かりやすくまとめようとしているというふうな受け止めました。図や表を用いて、少しでも分かりやすくデザインを描かれようとしているという印象を持ちました。その上で、私からは2つだけ、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、そもそもこの指定管理者制度を導入することによって、民間事業者の発想やノウハウ及びマンパワーを有効に活用して、事業、サービスの質を向上させるということがあったと思っております。しかし、現在の項番2の(3)と(4)を見ますと、現状と同様であるとか、現状維持というような内容が中心になっています。民間事業者のノウハウなどを積極的に生かして、今より良くなるんだとか、あるいはこれまで行政直営

では難しかったりできなかつたりしたことができるようになるんだという、そういう前向きな部分がまだ見えて来にくい段階かと思います。検討状況ということですので、これからそこはぜひ、しっかりと表現をしていただくということが大事だと思います。もちろん、それは行政単独では考えにくいことなのかもしれませんし、これまで指定管理者制度の導入に当たって様々な市民や利用者の方の声があった中で、まずは現状維持ですよというような趣旨での説明なのかもしれませんが、やはり新たな仕組みにするのであれば、現状を超えていくようなメリットの部分もきちんと描かなければならないのではないかとというのが1点目です。

続いて、6ページのところで、項番2の(6)で、社会教育委員会専門部会の位置づけについて書いていただき、ありがとうございます。これは前回意見をさせていただいた部分を反映していただいたというふうに受け止めております。その上で2点目の意見としましては、その下に(7)のモニタリングと評価がございまして、先ほど下田委員からも、市民との関係や市民の声をどう生かしていくのかというお話がありました。市の行政と指定管理者との間で、信頼関係はもちろんですが、よい意味での緊張関係が不可欠だというふうに受け止めております。そうしますと、今の資料では、モニタリングと評価というのは、市の行政と指定管理者の間で行われていくものになっていきますが、その評価の結果をただ市民に公表するだけではなくて、やはりこの社会教育委員会や専門部会に、タイミングをそれぞれ決めていただいたうえで報告等していただくということも大事だと思います。例えば、モニタリング、事業評価でA評価というふうになっていると報告をいただいたときに、それは行政としてそのように確認したのかもしませんが、実際にもっと利用者に近いところの声では、実際にこういう声があるというように、現場のリアリティを踏まえて、本当にAでいいのかとか、そういったことも確認できると思います。市の行政として、事業者さんに継続して指定管理を受けていただくことも必要ですから、その関係のつくり方に難しい面もありますが、ぜひそこはよい緊張関係を持てるように、たとえばこの6ページの右側の図に、社会教育委員会専門部会の位置づけを示していただくであるとか、単に市民への公表という一方通行ではない形を、もう少し踏み込んで考えていただくことができるといふふうに思っております。以上です。

【中村議長】 そうしましたら、今日初めて御覧いただいたので、まだ意見もまとまっていない方も多いと思いますが、会議後でも御意見がありましたら、どんどん出していただきたいと思っております。

【奥平副議長】 1個だけいいですか。

【中村議長】 はい。

【奥平副議長】 私もこの資料が出たことで、下田委員と丹間委員がおっしゃったように、見えやすくなったというか、話が分かりやすくなった部分もあると思いますので、改めて見させていただきたいなと思っておりますが、二つだけお聞きしたいことがあります。1

つは、今日の文教委員会の報告のときの反応というか、対応というか、何かそういう質疑があったかどうかという、その内容に関して概要を教えていただければと思います。もう1つ、これは確認で、5ページ目のさっきの大ホールのところについて、料金の支払いは事前の現金払いと書いています。今現在は事後払いで、使用の後に支払いをするというのが僕の認識だったのですが、今後は事前払いに変わるということですか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 市民館の支払いは、条例上は前払いですが、ふれあいネットで処理するときには後納というつくりになっています。それが指定管理者制度を入れますと、ふれあいネットは市に使用料を収納するものになり、指定管理者はその仕組みを使えなくなるので、現金支払いですと前納が基本になります。ただし、市民館ではキャッシュレス決済が導入されており、この扱いとしては後納になります。支払いの方法は指定管理者さんに工夫をしていただくということで、現在検討しているところです。

【奥平副議長】 ホールを使うと、照明を使ったとか、電気を使ったとか、いろいろな備品を使うことで、ある程度追加されることもあるので、実際に事前決済というのは難しいだろうなって、個人的には思っているんで、それは支払い方法についての具体的な話が出たところで改めて教えていただければと思います。文教委員会の反応だけ、簡単に教えていただければと思います。

【米井生涯学習推進課担当課長】 導入に向けては、専門性の継続みたいところはしっかりと確保してほしいという御意見、市民の意見は今後どうやって聞いていくのかというような御質問、指定管理者制度導入そのものに対する疑問、批判等について、御意見をいただいたところです。

【下田委員】 どうしても意見として言いたいのは、僕が質問したのに答えていなかった部分、こんなすばらしいものをまとめてくれて、かなり具体的にイメージが、これはこういうふうにするんだ、これはこういうふう維持するんだと分かるので、これを基に市民への説明会をやるとか、市民を巻き込んだものにしてもらいたい。指定管理というのは、何か難しく僕だってそんな簡単には説明できないですが、よく分からないという市民の人が僕の周りにも結構いるので、これだけ具体的なものが出てくれば、川崎市はこんなこと考えているんだ、なるほどというのが非常によく分かって、信頼感が増すと思うので、ぜひ説明会なり市民へのそういう取組をしていただきたいなと、お願いしたいと思います。

もう1つ、5ページの、講座の内容の決定のところを読むと、指定管理者が自らのノウハウやマンパワーを利用して事業を進めますと書いてありますが、今やっている市民から募集している市民自主講座とか、市民企画のものというのは、全く取り上げられなくなるのかなと思ってしまうので、市民館が今までやってきたもの全部なくなってしまう、いいことが全部水に流されてしまうのはいかなものかなということを思いました。

もう1つ付け加えると、丹間委員が仰っていた、指定管理になってノウハウとか向上している部分がないということは、僕は逆にホールとかそういうものを申し込む側から

すると、現状と同様に申し込めるといのはすごく安心します。なぜかという、例えばホールを借りたときに埋まらないことだってあります。そうしたときに指定管理者が見て、なんだよ、せっかくホールを貸したのに800名のところに400名しか来ないじゃないかと。この団体、次から貸せるかみたいなの、そういう判断をされたら非常に困るので、ここはほとんど現状と同様にいふところは、僕は安心したので、これはこれで市の姿勢として市民がほっとするように僕は貫いてほしいなというふうに思います。以上です。

【関生涯学習推進課課長補佐】 事業のことだったので、私のほうからお答えします。現状、社会教育振興事業を取りまとめているところから申し上げますと、市民自主であるとか、これまで川崎市が培ってきた社会教育事業については事業継承していくことを基本に検討を進めているところでございます。市民自主については、今までと同様に専門部会のほうで審査のほうも、このままでいけばやっていくつもりでございますし、確定事項でないのと言いつらい部分ではありますが、平和人権・男女平等、識字学級、ボランティアと協働してやっていくような事業についても、大事なことです。事業継承していきたいということで、そういった思いをこちらのほうには表し過ぎて、従前の取組を使っている形になっているかもしれません。ただ、丹間委員が仰っていたように、民間ノウハウを活用することによってより広がっていくようなことももちろん想定しておりますので、そこは誤解を受けないような形で表現してかなければいけないところではありますが、もちろん、今あるものもちゃんと大事に継承しつつ、かつ、新たな取組という柔軟なアイデア等を指定管理者からどんどん発案していただきたいという思いもございます。

【中村議長】 ありがとうございます。時間ですので、今回はこれで切らせてください。いろいろと御質問や御意見があると思いますので、それは後ほど事務局のほうにお聞きください。

私から個人的に委員の皆さんにお願いなのですが、6ページのところに、社会教育委員会専門部会と書かれています。教育委員会事務局は、今回の検討状況報告のように、逐次報告して下さり、社会教育委員の意見をしっかりと取り入れようという姿勢を出して下さっていますので、私たちもこういう会議を大事にしていかなければ、指定管理になったときに、いろいろなことが分からなくなってしまうと思います。今日も報告事項の最初に専門部会報告がありましたが、特にご意見が出なかったですね。今後もしこういう形になっていくと、せっかく専門部会との関係性をつくっていても、形だけになってしまいたいので、どういうふうにすれば専門部会と社会教育委員会との関係性がうまくいくかということについて、ぜひご意見を寄せていただけるとありがたいと思います。これは皆さんにお願いなので、考えていただけるととてもありがたいと思います。他にも何かありましたら、ご意見を出してください。

【秋元委員】 1点だけ、これだけは申し上げたいというのは、資料4の6ページ目に、(7)

モニタリング及び評価というところで、指定期間最終年度に総括評価を行いますとありますが、どういうときに指定管理者の委託契約を解除できるか、そこをきちんと入れておく必要があるのではないかと思います。なぜかと申しますと、神奈川県福祉施設、津久井やまゆり園という指定管理者施設で、亡くなった方が多数いらっしゃった事件があって、当然、契約を途中で解除、期間を短縮したということがありました。その後、改めて施設をつくり直して、指定管理者の募集を行ったところ、応募が今までやっていた(社会福祉法人)かながわ共同会というところしかなかった。恐らく、問題があって一旦中断されながら、特命随意契約に基づいて、そこを選ばざるを得なかった。これは、図書館のような教育文化事業と違って、福祉介護事業ですから、完全に地方自治体が、直営から撤退してしまっていますので、どうしようもないということはわかるのですが、そういったことのないよう願います。募集したら、ここしかないというのは、どうしようもない。それだったら、もう中原図書館が直営でやっていて、知識もノウハウもあるからやりますというように、最後の砦をぜひ確保していただきたい。今回のところの図書館条例の改正を行わせることができるというのがあって、それがいつの間にか、5年、10年たつて非常にうまくいっているんで、全部、指定管理者制度になりますよということにならないかなど。そのときに、もし不幸にして津久井やまゆり園のようなことが起きた場合、今までだったら中原図書館は十分ノウハウがあって選書も除籍もレファレンスもできますと言えたのが、もうこの事業からは完全撤退しておりますので、残念ながら問題がありましても、同じところをお願いせざるを得ないというようなことになったら、元も子もないなと思います。そのところだけ歯止めがかかるような形をお願いしたいと思います。以上です。

【中村議長】 大変貴重な意見だったので、ぜひ御回答を後で他の質問と一緒にしていただきたいと思います。申し訳ございませんが、協議事項をしなければなりませんので、協議事項に入りたいと思います。

協議事項(1)文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、事務局よりお願いします。

【関生涯学習推進課課長補佐】 それでは、まず初めに、資料の11ページ、5-1を御覧ください。

こちらにつきましては、前回までにいただいている御意見に加えて、また今回新たに会議後にいただいた御意見を取りまとめたものでございます。前回までの意見につきましては、1ページおめくりいただきまして12ページの下段まで、新たに今回の会議までの間に意見書等でいただいたものが、次の13ページ以降、24から33の御意見になってございます。こちらにつきましては、大変恐縮ながらいただいたものを事務局のほうで要約をさせていただきまして、真ん中の②の部分が要約でございますが、それぞれに対して所管課の文化財課のほうからコメントのほうを入れさせていただいているものでございます。真ん中の欄、要約の部分で、これは思いと違うよ、言っている趣旨が異なるよというようなことがございましたらお知らせいただきたいものでございます。

また、今回いろいろな御意見をいただいている中で、感じたところを申し上げさせて

いただきますと、かなり具体性のある御意見、アイデア等をいただいているかなと思っております。この後、文化財課のほうから計画についての御案内のほう、御紹介のほうをさせていただくところではございますが、今回のまさに委員の皆様をお願いしてまいりたい部分が、より具体的にこんな取組だったらできるかなとか、今あるそれぞれの所管団体のほうで出されている取組の中に、こういう形だったら取り入れられるかなといったところですので、具体例をぜひいただけるとありがたいなと思っております。

意見のほうを見ていただきますと13ページですね、31、32、こちら石川委員のほうからいただいているものですが、青少年指導員による地域スタンプラリーの中に、こういった文化財を取り入れてもいいかもしれないという御意見や、32のところではスポーツ振興指導員さんが「歩こう会」をやられているものに、文化財を尋ねるようなプログラムを加えたらどうかというような御提案などをいただいておりますので、ぜひあと1回ございますけれども、こういった御意見をいただけるとありがたいなと思っております。

要約について、思いと違うということがございましたら、また文化財課からの説明の後でも結構でございますし、また、後ほど御案内いたします、意見書のほうに、その旨を記載していただけますと大変ありがたいと思います。

引き続き、文化財課長、お願いいたします。

< 所管課から、文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、5-2に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。

今の御説明について、何か御質問、御意見はありますか。特に文化財の活用や担い手の育成という点で、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

【山口生涯学習推進課長】 少し補足させてもらってもよろしいでしょうか。大分時間が押してしまって恐縮ですが、資料の6ページをもう一度見ていただいて、最後、実行計画のような形で、事業と、誰がそれを担って、いつやるのかというようなものを並べるようなものが第5章につくられる予定でございます。その5章はまだできていないので、お見せできないのですが、その文面として、この6ページの左側の方針の(1)(2)(3)(4)というところで、特に(3)(4)辺りに文化財の普及と活用、保存・活用の担い手育成、こういったところに1つずつ紐づいて事業を並べるような形になります。そのイメージが、次の27ページの第5章ということで、記載例として少しだけ表が載っていますが、この表がボリュームのある資料になってくるとということで、皆様の意見をこういうところに反映していくようなイメージになりますので、そういったところを念頭に置いて、御意見をいただければと思います。以上でございます。

【中村議長】 御意見はありますか。

【秋元委員】 6ページの(2)の関連文化財郡に関する事項というところの2番目に、工業

都市川崎とものづくりというところがあります。この最後に、沖縄民俗芸能というのが載っているのですが、もし可能であれば、石敢當を加えて欲しいと思っています。沖縄の宮古島台風（昭和三五年）のときに1万ドルを市議会中心となって、当時のお金で360万円というのを拠出した。それに対して返礼として送られて、5基のうちの2基が民家園にあるそうで、最も大きいのは川崎駅前にあるものですね、大変大きく立派なもので、沖縄の人と川崎との交流を象徴しているかなと思います。昨年度の第5回社会教育委員会定例会議事録を読み直していたところ、町田委員が、「川崎はいろいろな地域から人が来ているから多様性がある、また、川崎の町の特徴として、暖かさがある」と仰っていました。そういう意味で、まさにそれを象徴するのが宮古島台風への支援であり、本を正せば、大正時代に富士紡績という工場にたくさん沖縄から出稼ぎで来られていた方がいて、そういう基礎の下に、交流があると思います。工業都市を支えてきた沖縄からの出稼ぎの皆さんとの交流、宮古島台風のときの支援、石敢當のお返し、そういう一種のストーリーというか、歴史の流れを伝えてくれているので、もっとこれは知られてもいいのではないかなと思います。民俗芸能とともに目に見える文化財として、できればこの工業都市川崎のものづくりというところに、石敢當も加えることができればありがたいなと思いました。以上です。

【竹下文化財課長】 御意見ありがとうございました。石敢當は、沖縄に行くときと普通に見られる、いわゆる村の中にある魔よけの石です。それが、お話あったように、台風の際に川崎の市民が大きな支援を行ったことのお礼にそういった石が送られたということで、それが今、川崎の駅前と日本民家園に残っています。他にも、各地のお寺に作家の石碑があったりしますが、そういったものはやはり貴重なものなので、ここや保存・活用区域のところに反映していきたいと思います。

【町田委員】 この前の会議のときに、私、沖縄と川崎のつながりについてかなり調べて書いたのですが、川崎には沖縄の人がすごくたくさん住んでいて、川崎区の辺り、沖縄の人が住んでいる地域というのはたくさんあります。川崎市では毎年「はいさいFESTA」というイベントが開催されていて、20万人ぐらいの人が参加しています。川崎と沖縄の関係というのはすごく深く、その元は、沖縄にはあまり産業が無かったので富士紡績に沖縄の人が大量に採用されて、沖縄からたくさん人が入ってきたということがあると思います。以上です。

【大津委員】 6ページの2の関連文化財に関する事項ですが、まず一番上の二ヶ領用水についてです。5月末に地域の連合町会にいろいろな文化財があればということで説明させてもらいました。そのときに、多摩区の宿河原には二ヶ領用水を愛する会、桜保存会というのがありまして、今回6月に間に合わなかったらしいですが、来年度に向けて報告したいことがあるということでは言っていました。「宿河原」という分厚い冊子の中にもいろいろ出ていますので、そのときはまた御紹介したいと思います。

次に、3番目の橘樹郡の成立についてです。武蔵国には22郡あったと思いますが、他の郡や、国府があった府中との関係性についても載せていただければと思います。

また、当時、五畿七道がありました。文化は東山道の方から伝わってきているものが多いと思うので、そういったことも載せてもらいたいかなと思います。以上です。

【竹下文化財課長】 ありがとうございます。文化財の顕彰制度というものを説明させていただきましたが、指定文化財までに至らなくても、地域で知られている、親しまれている文化財にスポットを当ててという制度で、具体的に地域文化財という形で今まで253件の認定をしています。その中で、二ヶ領用水に関わるものも結構あると思いますが、ぜひそういった部分について地域から出していただくのは非常にこちらありがたいことですので、お願いできればと思っています。

橘樹郡の成立について、武蔵国は非常に広いですが、その中で実は郡の役所等が見つかっているところは意外に少ないです。今の埼玉県では幾つか見つかっていますし、実際に府中に国府があったということで、実際に本格的な調査の成果や文献で分かるもので、確実に言えるようなことがあれば、載せていくが必要かなと思います。ありがとうございます。

【下田委員】 6ページの設定の考え方の、ポチが四つある中の最後、調査研究の進展や市民の発案により充実・あらたな展開をはかるということですが、どういう形で市民に呼びかけて文化財とか、そういういろいろなことを求めるのか。ただチラシやパンフレットを配っただけだと、なかなか自発的に出てくるとも思えないので、その辺をどう考えていращやるかなというのがあります。

また、奥平副議長が第2回後に学校教育とのさらなる連携ということでいろいろ提案をされていましたが、なるほどと思いました。どうしてもこういう文化財の話になると歴史研究者とかそういう好きな人が集まることが多いと思いますが、これからの将来を担う子どもたちにどう伝えるかというのは、僕はすごく大事だと思います。川崎に萩坂昇さんという方がいて、「かわさきの昔話」という本を著しています。御存知の方もいると思いますが、この本を読むと、影向寺の乳イチョウのことや、禅寺丸柿がなぜ川崎でたくさん採れるようになったかということ等、ここに書いてあるようなことが載っています。北から南まで川崎のいろいろなものが載っているので、ぜひ学校教育の中でこういうものを使うと良いと思います。謂れや伝説に興味を持って、子どもたちが劇をやってみたり、歌をつくったり、そういうことをやれば一層川崎のいろいろなものについて興味が深まるのではないかなというふうに思っています。萩坂昇さんの親戚の方が、川崎の昔話を元に、読み聞かせや演劇等、そういう活動を地域でやっていращやるので、そういう方を活用しつつとか、そういうこともどうかなというのが1つです。

それからもう1つ、例えば「川崎における戦争の傷痕」みたいな感じでテーマを設定したらどうかと思います。生田緑地の近くに、明治大学が保存している登戸研究所という、戦争中にいろいろな研究していたところがありますし、青少年の家の中にお化け灯籠と言って、灯籠の上の部分だけしかないようなものがあります。また、韋駄天を祀っている神社があって、戦争中、お母さんたちが自分の息子が弾に当たらないように、弾よりも速く逃げようということでお参りに行ったという話があります。それから、あまり知られていませんが、平和館の裏に植えられているクスノキは、実は広島原爆のと

きに生き延びたクスノキを分けてもらった木です。そういうものを扱くと、川崎の中でただ戦争を知らないというだけではなくて、当時の人のどんな思いがあったかとか、どんなことがあったというのが分かるし、そういうことも取り上げてもらえればいいかなと思います。

3つ目としては、僕が昔、学校教員をやっていた頃、生徒たちと東海道を歩こうというクラブをつくって、夏休みに歩いたことがあります。各地域を回って歩くと、川崎は旧東海道沿いに割と丁寧に遺跡や看板が整備されていました。その辺を子どもたちと歩くような、そういうものがあれば面白いかなと思いました。以上です。

【竹下文化財課長】 ありがとうございます。

6ページ、設定の考え方のところの四つ目のポチ、調査研究の進展や市民の発案により充実・あらたな展開をはかるという点について、市民の方々がアーカイブで参加すること、調べていただくこと、地域の団体の方の御指摘等、前回もいろいろな御提案がありました。が、実際運用していきながら、この六つ以外に新たなこういうこともあるのではないかということや、逆に今あるものをより充実させるコンテンツやアイテムとしてこういったものも実はあるよねというような形で、ここにあるものだけではなくて、見直しながら展開・充実させていただければなという、そういった趣旨でございます。

また、学校教育のところ、萩坂昇さんの伝説はすごくまとまっていますし、この願掛けと御利益というところにもつながってくる話になります。学校は御存じのように地域学習等で、各学年でいろいろな形で地域について学ぶ機会があって、そういったところで実際にこういった伝説を取り上げている学校もありますので、そういったものをより広げていくということで、文化財群に挙げていくというのがいいかなと思いました。

【中村議長】 そうしましたら、皆さん本当に具体的にいろいろ御存じで、ありがたいなと思いましたので、ぜひ紙のほうに書いて御提出いただきたいと思います。

次回がこのテーマ「文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について」について話す最終回になりますので、「文化財の活用」や「担い手の育成」という視点で、このような団体のこのような事業・取組とコラボできたらいいなとか、ある活動団体にアプローチしてみてもどうかとか、委員の皆さんの所属団体や御専門の立場から御意見等々いただけると、とてもありがたいです。9月1日までに事務局に提出、ということなので、ぜひよろしく願いいたします。

少し時間が押してしまいましたが、その他について、委員から何かございますか。

< 意見無し >

それでは、議事についてはこれで終了させていただきます。事務局へお返しいたします。

【事務局】 議長、ありがとうございます。また、委員の皆様も長時間にわたりまして大変ありがとうございます。それでは、最後、事務局のほうから事務連絡事項が3点ございま

す。

まず、次回の第4回定例会の日程につきましては、調整に御協力いただきましてありがとうございます。次回は9月27日水曜日を予定させていただきたいと思います。場所は、こちらの高津市民館、同じ大会議室が本日確保できましたので、こちらで実施したいと存じます。

また、連絡事項2つ目でございますが、最後に議長からも御案内いただきましたが、本日の協議事項、文化財等についての御意見、言い切れなかったもの等につきましては、また用紙のほうを用意してございますので、こちら9月1日までに事務局のほうにいただければと存じます。こちらの様式について、これまで協議事項についての意見をいただくものとしてつくっておりましたが、今回、報告事項として挙げさせていただきました川崎市民館・労働会館の件や、市民館・図書館の指定管理導入に向けた検討状況についても、本日恐らく質問し切れなかった部分や、御意見をいただけなかった部分があるかと思っておりますので、新たに様式の部分に、報告事項についての御意見、御質問の欄も設けてございます。この会議以降も、しっかりと御意見のほうをいただけてまいりたいと考えておりますので、本日確認できなかったようなことがございましたら、併せてこちらの用紙を使って9月1日までにいただければと存じます。

最後、3つ目でございますが、かねてから文化財等の関連施設の見学にぜひ行きたいということで仰っていただいておりますので、来週8月31日木曜日の9時30分から12時30分の半日の予定で、影向寺や橘官衙のほうを見学させていただきたいと考えております。御出席については、現時点で3名ということになっていただいております。参加を御希望の方は、この後でも結構でございますので事務局のほうにお知らせいただければと存じます。連絡事項につきましては、以上となります。

その他、資料等でお気づきの点等がございましたら事務局のほうにお寄せいただければと存じます。以上をもちまして終了とさせていただきたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。